る遅れですませることではなく，意図的なものと云わざるを得ず，裁判と国民の権利をふみにじった行為として，強く抗議する。

私たちは，できるだけ早く反論したいと思っていたが，こんな状態では，この書面を検討するのに，かなり時間がかかると思う。私たちの書面の提出は，たぶん，来年になると思う。

被告　チェルノヴィリ以外にも，いくつかあると云っておられたから，次回は，その中のどれかということにされたら。

原告　前回にも云ったように，私たちは，チェルノヴィリ事故に一番関心がある。

裁判長　1月ではどうか。

原告　10月から12月までは，みかんの出荷で猫の手も借りたいぐらいだから，2月にしてほしい。

被告　1月ごろに何とかできないか。

裁判長　あまり間があきすぎると，裁判所も感覚がボケる，ということがあるが。

原告　私たちは，みんな，働きながら議論し，書面を作らねばならないのだから，2月中旬以降にしてほしい。

裁判長　それでは，2月26日午前10時から，次回は，ゆっくり時間を取ってやることにする。

以上

17回目の
核燃料搬入に抗議

さる9月3日早朝，伊方原発内の専用岸壁から，また，核燃料が搬入された。

今回搬入されたのは，1号炉用の核燃料集合体56体と，2号炉用の50体，合計で，18，974本の燃料棒である。これらの燃料は，茨木県東海村の三菱原子燃料東海製作所と，大阪府熊取町の原子燃料工業熊取製造所（住友系）の二ヶ所で作られ，それぞれ，能登丸および天社丸という二隻の専用運搬船で，高知沖から豊後水道を通って運ばれた。

搬入作業は，いつものように，愛媛県警機動隊員60人のほか，松山海上保安部などの巡視船10隻，ヘリコプター1機が，ものものしく警戒する中で，約5時間かかって行われた。

これに対して，伊方原発正門前には，伊方原発反対八西連絡会など地元の反対住民や，愛媛地評，社会党県本部などの原発に反対する労働者ら，約100人が県下各地からかけつけ，合同で抗議集会を開いた。

広野さんが住民を代表して抗議文（全文2頁に）を読みあげるなどして，激しく抗議した後，四国電力社長あてのその抗議文は，労働電合などの抗議文とともに，ゲートを固めていた四国側に手渡された。

会計報告（'87.9/1～9/80）

収入		
会　費		16,000
ニュース購読料		49,500
カンパ		1,000
	計	66,500
支出		
ニュース印刷代		25,000
郵送料		9,150
振替手数料		300
2号炉公判援助費		30,000
ゼロックス・リース料		14,300
	計	78,750
差引		−12,250
積立金合計		1,398,439

伊方訴訟ニュース

第170号
1987年10月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先〒530 大阪市北区西天満4−9−15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎ 06−363−2112 口座大阪3−48780

2号炉第32回公判
被告国側が始めて口頭で陳述
内容は安全委員会報告書の焼き直し

9月30日，小雨模様の松山地裁に，いつものようにミカン作業や職場を休んだ原告らや支援の住民・各地の人たちが集まる。被告国側が準備書面を提出するだけ，というので，開廷は11時から。書面を出すだけというのに，被告席には，出張手当付きの国側代理人たちが11人も坐る。

開廷後，裁判長が，被告国側からの準備書面と書証（原子力安全委員会のソ連原子力発電所事故調査報告書）が，昨日提出されたことを告げる。

原告側には，二日前に裁判所から，「国側からの書面提出が遅れていて，公判日前の送付は不可能になったので，法廷で渡すことになる」との連絡があったという。住民とは比べものにならないほどの力を持った国が，6月以来，4ヶ月近くも経過しているのに，この始末とは。

裁判長から「このままの内容で陳述ということですか」と問われた国側は，「そうです」と云って，いつものように無言の「陳述」で終ろうとした。その時，原告席から「これは中間的なものですか」との声がかかり，これに「いや最終的なものです」と答えた国側は，少しためらった後，「時間があれば，書面の概略を説明します」と申し出て，約20分間にわたって，書面のさわりの部分を読み上げた。

これは，少くとも2号炉訴訟に関する限り，画期的なことであった。これまで原告住民側は，ことあるごとに，原，被告双方が口頭で意見をのべ合うことが，時間的にも内容的にも，裁判の促進に役立つと主張し続けてきた。これを受けて裁判長も，裁判は口頭弁論が基本で，書面はその準備のためのもの，ということを発言していた。しかし国側は，かたくなに「口頭でなく文書で」との姿勢を崩さず，簡単な求釈明さえ数ヶ月を要するという状態が続いていた。その前例を，住民側が特に要求しなかったにもかかわらず，自発的に破ったのである。

恐らく国側は，チェルノヴィリ事故以後，裁判官たちの態度にあらわれた変化を気にしているのであろう。裁判長が「この裁判は内容が濃いので，午前中でないと開けない」という主旨の発言で，裁判への打ち込みぶりを示したり，チェルノヴィリの惨状を，我が身

（以下3頁はじめに続く）

伊方原発への核燃料搬入に対する

抗　議　文

宇和海を核燃料輸送船の搬入路に使うな，と，宇和海沿岸の２８の漁協すべてが，核燃料搬入に反対の声をあげているのを，貴方がたは知らないわけではあるまい。

なのに今回もまた，漁民や我々住民の反対の声を無視して，核燃料を強行搬入した。

多数の警察官と海上保安部をガードマン代りに使い，我々の税金までただで利用している。あまりにも我々の生命や財産を無視した行為で許せない。

核燃料の輸送船が，フランスのドーバー海峡で起きたように，衝突，沈没すればどうなるのか。現実に，伊方原発の核燃料の搬入路である高知沖では，三年前に，自衛隊の潜水艦が貨物船と衝突する事故が起きているではないか！

宇和海で核燃料船が沈没すれば，瀬戸内海，宇和海で海の幸をかてに生活している我々南予地区３０万人の住民の生活は，死活問題に追いやられる。いや宇和海沿岸ばかりではない。九州，中国地方にまで，その被害は及ぶ。

そうした時に，貴四国電力は，どう責任を取ろうというのか。すべての漁師が取ってきた魚を買いあげてくれるのか。放射能に汚染された魚を！売れなくなったカマボコ，テンプラ，焼フグなどを買いとってくれるか！売れなくなった養殖魚を買ってくれるのか！

伝えておくが，原発への不安は，我々や漁民だけが持っているのではない。

１０数年前に，いち早く原発反対を決議した八幡浜医師会の近年の会報には，「核燃料の搬入に，なぜ多数の警察が出動しなくてはいけないのか」と，原発と警察権力のゆ着ぶりを批判した一文が載った。

その警察さえも，不安の声をあげている。米国スリーマイル島原発事故のあと，時の県警本部長はマスコミ記者を前にして，「原発があんなに恐ろしいものとは思わなかった。そんなところへ部下を出動させれない」と，のべたということが雑誌に報じられていた。

そればかりではない。貴四国電力の社員そのものが，「原発では働きたくない」と，のべているのを我々は，度々，耳にしている。

８年前のスリーマイル島原発直後から，米国では，すでに原発の新設は中止されたままである。昨年のソ連チェルノヴィリ原発事故後は，５０数カ国で，原発の建設計画がとりやめられた。

原発推進計画は，すでに死にいたっているのである。貴四国電力も，こうした現実を直視すべきである。

一日でも，一秒でも早く，この地から原発を取りのぞくまで，我々は抗議の声をあげてゆく。貴方がたが，何度でも核燃料を搬入するのなら，何度でも反対抗議を続けてゆく。

それは，けっして貴方がたの暴挙を許さないからである。この自然と子供たちの命を守るため，断固として，伊方原発の撤去と核燃料の持ち込みを拒否する。

金と権力で我々の土地へ来た者など，すぐに出て行け！我々の土地や心をふみにじるだけではないか！

１９８７年９月３日

四国電力社長　佐藤忠義殿

伊方原発反対八四連絡協議会

（１頁から続く）

や伊方周辺地域にひき移して訴える原告らの発言に耳を傾けたりする様子を目の当りにしては，国側代理人たちが，通り一ぺんの官僚用語では裁判を乗り切れないかもしれないと感じたとしても，不思議ではない。

すでに昨年１２月に，国側は，「チェルノヴィリ事故は本件安全審査の合理性を左右するものではない」との主旨の書面を提出しておきながら，今回また，その結論を繰り返すだけの書面を提出した。このことは，原子力安全委員会の報告書を，「お墨付き」として利用しようとの魂胆からであるにせよ，やはり，裁判官らへのアピールを狙ったものであろう。

公判に参加した伊方・東海訴訟を支援する会の人からの報告では，東海訴訟の控訴審の法廷では，国側は，チェルノヴィリ事故についての審理は一審で終っている，として，その審理に応じようとしないとのこと。そのことと比べても，松山地裁での国側のサービスぶりがうかがえる。

ところで，国側代理人が陳述した内容は，文字通り，原子力安全委員会報告書のさわり部分の焼き直しであった。その内容は次のようなものである。伊方を含む日本の原発は，チェルノヴィリとは全く型が違っていて，ソ連炉のような暴走が起り得ない特性を備えている。そして，もし暴走しかけても，制御棒が急速に挿入されて暴走を食い止めるようになっていて，原子炉の基本設計がまるで違う。その上，ソ連の事故は，運転員の重大なミスが原因で起こった。だから結局，原発の運転管理を含まない基本設計だけを対象にしている本件安全審査の結果には，ソ連の事故は何の影響も与えない，と（国側準備書面の全文は次号に掲載の予定）。

国側の陳述が終ったあと，裁判長，原告および被告の間で，以下のような応酬を交した後，１１時半すぎ閉廷した。

裁判長　裁判所も，この書面を昨日受け取ったばかりで，さっと目を通した程度だが，原告側はどうされるのか。

原告　今もらったばかりで何とも云えないが，一言云っておきたいことがある。これまでに何度も云ってきたように，私たち住民は科学論争をやるつもりはなく，ただ住民と地域の安全を守りたい一心で裁判をやっている。スリーマイル島の事故の時は，県や町はびっくりして，防災対策など具体的な手を打った。

しかし，その数１００倍もの規模のチェルノヴィリ事故の際には，被告ら国が，日本では起こらないから大丈夫，などと云ってきたので，地方自治体は何もやっていない。一般住民は，ごく常識的に「原発は安全でない」と，１００％思うようになっているというのに。このことをよく知ってほしい。

ところで，この書面は決定版なのか。まだ何か資料があるのなら，全部出してほしい。

被告　いまのところ最終的なものである。

裁判長　現在は，原告からの主張を聞いている段階だが，チェルノヴィリ以外にも主張はあるだろうし，さし当り次回はどうするか。

原告　６月から，ほとんど４ヶ月かかって正味の被告の主張は，たった４頁足らずの，こんなお粗末な書面しか出せず，それに，やろうと思えば２～３日で増刷できる報告書も，証拠として出すと予告しておきながら，やはり，４ヶ月もたって，やっと私たちの手に入るという有様である。こうしたことは，単な